

第五十号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「四十二万円」を「五十万円」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・九五」を「百分の八」に、「百分の五十五」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「四万三千二百円」を「四万七千二百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・六三」を「百分の二・七六」に、「百分の五十四」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「一万四千四百円」を「一万六千二百円」に、「百分の四十六」を「百分の四十五」に改める。

第十五条の十六中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・八七」を「百分の二・五八」に改め、同条第二号中「一万八千三百円」を「一万七千七百円」に改める。

第十九条の二中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同条第一号イ中「三万二千四百円」を「三万二千九百七十円」に改め、同号口中「一万八十円」を「一万三千四百円」に改め、同号八中「一万二千八百十円」を「一万二千三百九十円」に改め、同条第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号イ中「二万六千六百円」を「二万三千五百五十円」に改め、同号口中「七千二百円」を「八千百円」に改め、同号八中「九千五百五十円」を「八千八百五十円」に改め、

同条第三号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改め、同号イ中「八千六百四十円」を「九千四百二十円」に改め、同号口中「二千八百八十円」を「三千二百四十円」に改め、同号ハ中「三千六百六十円」を「三千五百四十円」に改める。
第十九条の四第一号イ中「六千四百八十円」を「七千六十五円」に改め、同号口中「一万八百元」を「一万七千七百七十五円」に改め、同号ハ中「一万七千二百八十円」を「一万八千八百四十円」に改め、同号ニ中「二万六千六百円」を「二万三千五百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千六百十円」を「二千四百三十円」に改め、同号口中「三千六百円」を「四千五十円」に改め、同号ハ中「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に改め、同号ニ中「七千二百円」を「八千百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「雇用保険受給資格者証」の下に「又は同規則第十九条第三項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第二十四条の四第二項の規定は、令和四年十月一日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第十条第一項の規定は、施行日以後の被保険者の出産について適用し、施行日前までの出産については、なお従前の例による。

4 新条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、出産育児一時金の支給額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。